

令和6年度 市民税・県民税のしおり

令和6年度定額減税
についてはこちら



市県民税のしくみ



1 市民税・県民税・森林環境税が課税される人

- (1) 令和6年1月1日現在、草津市内に住所（または居所）を有する人が納税義務者となります。令和6年1月2日以後に他の市町村へ転出された場合でも、令和6年度市民税・県民税・森林環境税は草津市に納めていただきます。
令和6年度市民税・県民税・森林環境税は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに生じた所得をもとに計算します。
- (2) 令和6年1月1日現在、草津市内に住所を有しない場合であっても、草津市内に事務所・事業所・店舗を有し、令和6年度の住民税が令和6年1月1日現在の住所地の市町村で課税されている人は、市民税・県民税の均等割【4,800円（琵琶湖森林づくり県民税を含む）】が課税されます。

2 市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

以下に該当する人には、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

- (1) 森林環境税も均等割も所得割も課税されない人
- a 令和6年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
 - b 障害者・未成年者（令和6年1月1日現在、18歳未満の人*既婚者は除く）・ひとり親または寡婦に該当する人で前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - c 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 $31.5万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 10万円 + 18万9千円$
[18万9千円の加算額は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみです。]
[扶養親族の人数は、16歳未満の年少扶養親族も含みます。]
- (2) 均等割と所得割の課税されない人
- a 令和6年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
 - b 障害者・未成年者（令和6年1月1日現在、18歳未満の人*既婚者は除く）・ひとり親または寡婦に該当する人で前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - c 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 $32万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 10万円 + 18万9千円$
[18万9千円の加算額は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみです。]
[扶養親族の人数は、16歳未満の年少扶養親族も含みます。]
- (3) 所得割の課税されない人
前年の総所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 10万円 + 32万円$
[32万円の加算額は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみです。]
[扶養親族の人数は、16歳未満の年少扶養親族も含みます。]

合計所得金額および総所得金額等とは

◇「合計所得金額」・・・次の①～④の合計額です。※繰越控除前の金額

◇「総所得金額等」・・・次の①～④の合計額です。※繰越控除後の金額

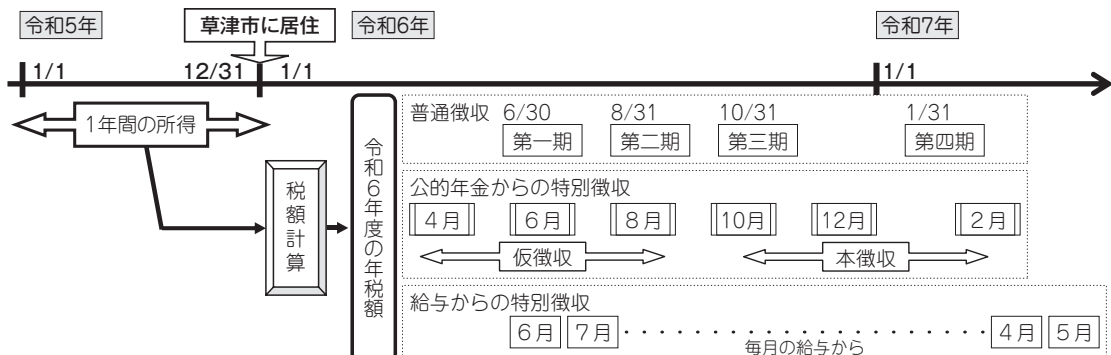
所得の内容など

- ①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の1/2後の金額
（注）②の損益通算はそれぞれ1/2前で行う
- ③申告分離課税（それぞれ特別控除前）の所得金額の合計額
- ④退職所得金額（源泉分離課税の対象とならないもの）、山林所得金額の合計額

※繰越控除とは

純損失や雑損失の繰越控除、特定居住用財産および居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式および上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除です。

3 納税の方法



市民税・県民税の納税方法には、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

○「特別徴収」…「給与からの特別徴収」と「公的年金からの特別徴収」の2種類があります。

- 「給与からの特別徴収」……令和6年6月から令和7年5月までの12回に分けて、事業主が毎月の給料から差し引いて、市町村へ納める方法です。
- 「公的年金からの特別徴収」…年6回の年金支給のつど、厚生労働大臣（日本年金機構）などの「年金保険者」が、公的年金から差し引いて市町村へ納める方法です。

○「普通徴収」…市役所からお送りした納付書で、6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日の4回に分けて、御自身が金融機関やコンビニエンスストア等で納める方法です。
また、口座振替で納付することもできます。
※各納期限日が土・日・祝日の場合は、次の開庁日が納期限となります。

【御注意】現在、会社にお勤めの方は「普通徴収」から「給与からの特別徴収」に変更することができます（ただし、納期限が過ぎていない期分に限りです）。勤務先の給与担当者を通じて市役所に御連絡いただくことで切り替えします。お勤めになることによって、自動的に「給与からの特別徴収」にはなりませんので御注意ください。

※公的年金からの特別徴収について（平成21年10月から開始）

令和6年度も引き続き特別徴収となる場合は、4月・6月・8月の年金支給時に〔（前年度の年税額÷2）÷3〕に相当する額を仮徴収し、年税額から仮徴収額（4～8月）を差し引いた税額を10月・12月・2月の年金支給時に特別徴収します。
令和6年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者で、はじめて公的年金からの特別徴収の対象となる方と、前年度に公的年金からの特別徴収から普通徴収に切り替わった方については、普通徴収で第1期・第2期を納付いただき、残りの税額を10月・12月・2月の年金支給時に年金から差し引きすることとなります。

- 対象となる方
老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等の受給額が年額18万円以上の方
介護保険料が年金から特別徴収されている方
特別徴収される住民税額が所得税・介護保険料・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を控除した後の老齢基礎年金等の額を超えない方
※納税課に納税相談されている方も特別徴収の対象となります。
- 対象となる税額
厚生年金、共済年金、企業年金等を含む公的年金等の所得額に応じた税額
なお、公的年金等の所得以外の所得にかかる住民税については、公的年金からの特別徴収はされず、従来どおりの方法で納付いただくこととなります。

4 市民税・県民税の税額計算のしくみ

市民税・県民税には、市民のみなさんに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。令和6年度市民税・県民税は、前年（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）に生じた所得を基礎として、次の方式により計算します。

(1) 均等割額（年額）

市民税	県民税
3,000円	1,800円

* 県民税には、琵琶湖森林づくり県民税（800円）が含まれています。
また、市・県民税の均等割が非課税でも国税の森林環境税1,000円が課税となる場合があります。

(2) 森林環境税額（年額）

国税
1,000円

森林環境税について、詳しくは草津市HPをご覧ください ▶



(3) 所得割の税率

総合課税分	市民税	県民税
課税標準額（課税総所得金額）に対して	6%	4%

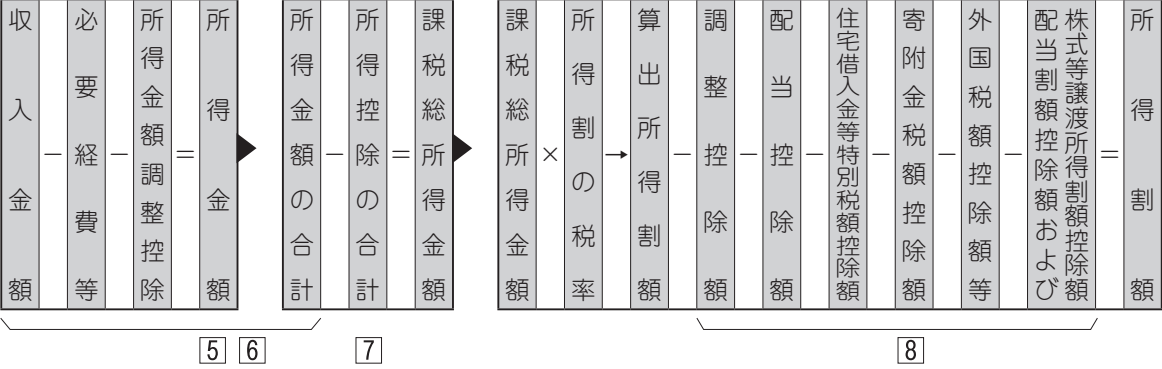
分離所得分

区 分	市民税	県民税
課 税 分 離 短 期 譲 渡 所 得	5.4%	3.6%
課 税 分 離 長 期 譲 渡 所 得	3%	2%
株 式 等 の 譲 渡（上 場 分）	3%	2%
上 場 株 式 等 の 配 当	3%	2%
株 式 等 の 譲 渡（未 公 開）	3%	2%
先 物 取 引	3%	2%

(3) 税額の計算のしかた

市民税・県民税(住民税)・森林環境税の年税額 = 均等割額 + 所得割額 + 森林環境税

所得割額の計算はこちら



5 給与収入にかかる給与所得の計算方法

所得は（収入金額－必要経費等）で求めますが、給与所得は次の表により計算します。

給与等の収入金額の合計		給与所得の 金 額	給与等の収入金額の合計		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999円まで		0円	1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入 金額の合計額 を「4」で割っ て千円未満の 端数を切り捨 ててください。 (算出金額：A)	「A×4×60%＋ 100,000円」で求めた金額
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の 合計額から550,000 円を控除した金額	1,800,000円	3,599,999円		「A×4×70%－ 80,000円」で求めた金額
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円	6,599,999円		「A×4×80%－ 440,000円」で求めた金額
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円				
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円	8,499,999円	「収入金額×90%－1,100,000円」 で求めた金額	
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円から		「給与等の収入金額－1,950,000円」 で求めた金額	

※所得金額調整控除

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除	
給与等の収入金額が850万円を超え、次の(A)から(C)のいずれかに該当する場合、総所得金額を算出する際に給与所得額から控除されます。 (A)本人が特別障害者に該当する場合 (B)年齢23歳未満の扶養親族がいる場合 (C)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる場合 所得金額調整控除額＝{給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10%	
給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除	
給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等にかかる雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合 所得金額調整控除額＝給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)＋公的年金等にかかる雑所得の金額(上限10万円)－10万円	

6 公的年金等にかかる雑所得の計算方法

厚生年金、国民年金、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、一時恩給を除く恩給その他各種公務員共済組合法に基づく年金などの公的年金等を受け取っていた場合には、雑所得として税金が掛かります。所得は（収入金額－必要経費等）で求めますが、公的年金等にかかる雑所得額は、次の算式を使って計算します。

【雑所得（公的年金分）＝A×B－C】

昭和34年1月2日以降に生まれた人（65歳未満の人）

公的年金等の収入金額の合計額(A)		割合(B)	控除額(C)		
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
から	まで		10,000,000円以下	10,000,000円超 20,000,000円以下	20,000,000円超
1,299,999円まで		100%	600,000円	500,000円	400,000円
1,300,000円	4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
4,100,000円	7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
7,700,000円	9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円から		100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた人（65歳以上の人）

公的年金等の収入金額の合計額(A)		割合(B)	控除額(C)		
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
から	まで		10,000,000円以下	10,000,000円超 20,000,000円以下	20,000,000円超
3,299,999円まで		100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
3,300,000円	4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
4,100,000円	7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
7,700,000円	9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円から		100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

7 市民税・県民税の所得控除額一覧表

所得控除		計 算 方 法 ・ 控 除 額																																		
雑 損 控 除		差引損失額－総所得金額等の合計額×10％＝A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円＝B AまたはBのいずれが多いほうの金額 ※差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額																																		
医 療 費 控 除		(1) 支払った医療費の金額－保険金等で補てんされる金額－(「10万円」と「総所得金額等の合計額×5％」)とのいずれか少ないほうの金額※控除額の最高限度は200万円 ※総所得金額等が赤字の場合は0を代入 (2) スイッチOTC控除 スイッチOTC薬の購入額が12,000円を超える部分の金額 ※(1) 医療費控除との選択適用になります																																		
社 会 保 険 料 控 除		支払った社会保険料の合計額																																		
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づいて支払った掛金の金額																																		
生 命 保 険 料 控 除		次の算式により計算したそれぞれの控除額の合計額(最高7万円) (1) 新一般生命保険、新個人年金保険、介護医療保険の支払保険料(平成24年1月1日以降契約締結分) ①12,000円以下の場合 支払保険料等の全額 ②12,000円を超え32,000円以下の場合 支払保険料等×1／2+6,000円 ③32,000円を超え56,000円以下の場合 支払保険料等×1／4+14,000円 ④56,000円を超える場合 一律28,000円 (2) 旧一般生命保険、旧個人年金保険の支払保険料(平成23年12月31日以前契約締結分) ①15,000円以下の場合 支払保険料等の全額 ②15,000円を超え40,000円以下の場合 支払保険料等×1／2+7,500円 ③40,000円を超え70,000円以下の場合 支払保険料等×1／4+17,500円 ④70,000円を超える場合 一律35,000円 新制度適用契約と旧制度適用契約の両方を契約している場合、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除で(a)新契約のみで申告(b)旧契約のみで申告(c)新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。(c)を選択する場合は、それぞれの控除の限度額は28,000円です。																																		
地 震 保 険 料 控 除		◎地震保険の支払保険料 (1) 50,000円以下の場合 支払保険料×1／2 (2) 50,000円を超える場合 25,000円 ◎旧長期損害保険契約の支払保険料 (1) 5,000円以下の場合 支払保険料の全額 (2) 5,000円を超え15,000円以下の場合 支払保険料×1／2+2,500円 (3) 15,000円を超える場合 10,000円 ※地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(ただし、控除限度額25,000円) ※一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合は、いずれか一方の契約区分を選択して控除額を計算します。 (注)旧長期損害保険：保険期間が10年以上の満期返戻金が支払われる長期損害保険契約で、平成18年12月31日以前の保険始期のもの																																		
ひ と り 親 控 除		あなたが令和5年12月31日現在で、次のすべてに該当する場合には、30万円の控除を受けることができる。 (ア) 婚姻していない人または配偶者の生死が明らかでない人かつ、生計を一にしている子(総所得金額が48万円以下の者)を有すること。 (イ) 令和5年中の合計所得額が500万円以下であること。 (ウ) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。																																		
寡 婦 控 除		あなたが令和5年12月31日現在で次の(1)が(2)に該当し、ひとり親控除に該当しない場合には、26万円の控除を受けることができる。 (1) 夫と離婚した後婚姻していない人のうち、次の(ア)から(ウ)のすべてに該当する人 (ア) 生計を一にしている子以外の扶養親族(総所得金額が48万円以下の者)を有すること。 (イ) 令和5年中の合計所得額が500万円以下であること。 (ウ) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。 (2) 夫と死別している人、または夫の生死が明らかでない人で(1)の(イ)と(ウ)に該当する人																																		
勤 労 学 生 控 除		令和5年12月31日現在あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和5年中の合計所得額が75万円以下(うち給与と所得以外の所得の合計額が10万円以下)の場合に26万円の控除を受けることができる																																		
障 害 者 控 除		本人、控除対象配偶者または扶養親族が該当するとき障害者一人につき26万円(特別障害者30万円、同居特別障害者53万円)																																		
配 偶 者 控 除		あなたに次の(ア)(イ)(ウ)のいずれにも該当する方(控除対象配偶者)がいる場合の控除 (ア) 令和5年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている (イ) 令和5年中の合計所得金額が48万円以下である (ウ) 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない控除額は次のとおり																																		
			<table><tr><th colspan="5">納税義務者の合計所得</th></tr><tr><th></th><th>900万円以下</th><th>950万円以下</th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超</th></tr><tr><th>一般</th><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>－</td></tr><tr><th>老人</th><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td></td></tr></table>			納税義務者の合計所得						900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超	一般	33万円	22万円	11万円	－	老人	38万円	26万円	13万円												
納税義務者の合計所得																																				
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超																																
一般	33万円	22万円	11万円	－																																
老人	38万円	26万円	13万円																																	
		※控除対象配偶者のうち70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の人は老人控除対象配偶者となります。																																		
配 偶 者 特 別 控 除		あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除 次の(ア)(イ)のいずれにも該当する場合です (ア) あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下である (イ) 配偶者が次のいずれにも該当する ①あなたと生計を一にしている ②青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない ③控除を受けようとする人の配偶者自身が納税者としてこの控除を受けていない ④令和5年中の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下である																																		
			<table><tr><th colspan="5">納税義務者の合計所得(給与収入のみの場合の収入金額)</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>900万円以下 (1,095万円以下)</th><th>950万円以下 (1,145万円以下)</th><th>1,000万円以下 (1,195万円以下)</th><th>1,000万円超 (1,195万円超)</th></tr><tr><td rowspan="4">給与収入のみの場合の合計所得</td><td>48万円超100万円以下 (155万円以下)</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td rowspan="2">11万円</td><td>－</td></tr><tr><td>105万円以下 (160万円以下)</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>－</td></tr><tr><td>110万円以下 (166万7,999円以下)</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td><td>－</td></tr><tr><td>115万円以下 (175万1,999円以下)</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td><td>－</td></tr></table>			納税義務者の合計所得(給与収入のみの場合の収入金額)							900万円以下 (1,095万円以下)	950万円以下 (1,145万円以下)	1,000万円以下 (1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)	給与収入のみの場合の合計所得	48万円超100万円以下 (155万円以下)	33万円	22万円	11万円	－	105万円以下 (160万円以下)	31万円	21万円	－	110万円以下 (166万7,999円以下)	26万円	18万円	9万円	－	115万円以下 (175万1,999円以下)	21万円	14万円	7万円	－
納税義務者の合計所得(給与収入のみの場合の収入金額)																																				
		900万円以下 (1,095万円以下)	950万円以下 (1,145万円以下)	1,000万円以下 (1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)																															
給与収入のみの場合の合計所得	48万円超100万円以下 (155万円以下)	33万円	22万円	11万円	－																															
	105万円以下 (160万円以下)	31万円	21万円		－																															
	110万円以下 (166万7,999円以下)	26万円	18万円	9万円	－																															
	115万円以下 (175万1,999円以下)	21万円	14万円	7万円	－																															

		納税義務者の合計所得(給与収入のみの場合の収入金額)			
		900万円以下 (1,095万円以下)	950万円以下 (1,145万円以下)	1,000万円以下 (1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
(給与収入のみの場合の収入金額)	120万円以下 (183万1,999円以下)	16万円	11万円	6万円	－
	125万円以下11万円 (190万3,999円以下)	11万円	8万円	4万円	－
	130万円以下 (197万1,999円以下)	6万円	4万円	2万円	－
	133万円以下 (201万5,999円以下)	3万円	2万円	1万円	－
	133万円超 (201万5,999円超)	－	－	－	－
扶 養 控 除	令和5年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたに次の(ア)(イ)(ウ)(エ)のいずれにも該当する方(扶養親族)がいる場合の控除 (ア) 配偶者以外の16歳以上の親族(平成20年1月2日以前生まれの人かつ6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童、市町村長から擁護を委託された老人である (イ) あなたと生計を一にしている (ウ) 令和5年中の合計所得金額が48万円以下である (エ) 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない ●扶養親族一人につき…………… 33万円 ●特定扶養親族一人につき…………… 45万円 ※19歳以上23歳未満(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)の人 ●老人扶養親族一人につき…………… 38万円 ※70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の人 ●同居老親等一人につき…………… 45万円 ※老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人				
基 礎 控 除	納税義務者の合計所得金額				
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	
	控除額	43万円	29万円	15万円	－

8 税額控除の計算

(1) 調整控除

合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下	次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5％ (ア) 人的控除の差の合計額 (イ) 市民税・県民税の課税標準額(課税総所得金額)
200万円超	{人的控除の差の合計額－(市民税・県民税の課税標準額(課税総所得金額)－200万円)}×5％ ※この額が2,500円未満の場合は2,500円

市民税・県民税（住民税）と所得税の人的控除額の差

		納税義務者の合計所得	市民税・県民税	所得税	人的控除額の差
障 害 者 控 除		－	26万円	27万円	1万円
特 別 障 害 者 控 除		－	30万円	40万円	10万円
同 居 特 別 障 害 者 控 除		－	53万円	75万円	22万円
寡 婦 控 除		－	26万円	27万円	1万円
ひ と り 親 控 除 (母)		－	30万円	35万円	5万円
ひ と り 親 控 除 (父)		－	30万円	35万円	1万円※
勤 労 学 生 控 除		－	26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一 般	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		950万円以下	22万円	26万円	4万円
		1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老 人	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		950万円以下	26万円	32万円	6万円
		1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者所得： 50万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		950万円以下	22万円	26万円	4万円
		1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	配偶者所得： 55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円※
		950万円以下	22万円	26万円	2万円※
		1,000万円以下	11万円	13万円	1万円※
扶 養 控 除	一 般	－	33万円	38万円	5万円
	特 定	－	45万円	63万円	18万円
	老 人	－	38万円	48万円	10万円
	同 居 老 親	－	45万円	58万円	13万円
基 礎 控 除		2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
		2,450万円以下	29万円	32万円	5万円※
		2,500万円以下	15万円	16万円	5万円※

※地方税法第37条の規定によるもの

(2) 配当控除（申告分離課税を選択したもの、申告をしないことを選択したものは除く）

種類		課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建証券等投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建証券等投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除

所得税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けている人（平成21年から令和7年12月までに入居した人）で、所得税で控除しきれなかった額のある方について、下記の方法により計算した額を市県民税の所得割から控除します。

○控除額の計算方法： i）、ii）、のいずれか小さい額（97,500円を限度）

i）所得税における住宅ローン控除可能額－住宅ローン控除適用前の所得税額

ii）所得税の課税総所得金額等の5％

※ただし、平成26年4月から令和4年12月までに入居した人で、特定取得（消費税率8％又は10％が適用される住宅取得）に該当する場合には、「5％」を「7％」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額となります。

(4) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、寄附金の合計額（総所得金額等の合計額の30％を上限）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6％、県民税は4％に相当する金額（ア）都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）（令和元年6月1日以後にあっては、総務大臣の指定した団体に限る）

（イ）住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部、滋賀県条例指定団体又は草津市条例指定団体に対する寄附金

ただし（ア）の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額を加算した金額（調整控除後の所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

※平成25年から国税で復興特別所得税（2.1％）が課税されることに伴い、ふるさと納税に係る住民税の特例控除額が調整されます。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額		割合
0円以上	195万円以下	84.895%
195万円を超え	330万円以下	79.79%
330万円を超え	695万円以下	69.58%
695万円を超え	900万円以下	66.517%
900万円を超え	1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え	4,000万円以下	49.16%
4,000万円超		44.06%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）		90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）		地方税法に定める割合

(5) 外国税額控除

外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課されているときは、一定の方法により外国の所得税等相当分を控除します。

(6) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

一定の上場株式等の配当またはその売却益については、『配当割』または『株式等譲渡所得割』として5％の税率（地方税）で特別徴収（源泉徴収）されています。しかし、申告された場合は所得割により課税し、所得割額から『配当割額』または『株式等譲渡所得割額』を控除し、精算します。

区 分	市民税の割合	県民税の割合
配 当 割 額 控 除 額 ま た は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	配当割額または株式等譲渡所得割額の3／5	配当割額または株式等譲渡所得割額の2／5

9 お問い合わせ

○課税内容については……………税務課市民税係【1階9番窓口】
TEL：077-561-2309(直通) FAX：077-561-2479 e-mail：zeimu@city.kusatsu.lg.jp

○口座振替や還付については…納税課納税係【1階11番窓口】
TEL：077-561-2311(直通) FAX：077-561-2479 e-mail：nozei@city.kusatsu.lg.jp

○納税相談については……………納税課納税係【1階11番窓口】
TEL：077-561-6541(直通) FAX：077-561-2479 e-mail：nozei@city.kusatsu.lg.jp

開庁時間：8時30分から17時15分まで（土・日・祝日及び年末年始を除く）